

<p>2 実施主体 現行どおり (略)</p>	<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」（以下「運営要綱」という。）の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。</p>
<p>3 事業内容 現行どおり (略)</p>	<p>3 事業内容 運営要綱及び平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長通知「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の（1）～（4）の事業のうち、2事業以上実施するものであること。</p> <p>(1) 自然体験活動事業 ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行うものとする。</p> <p>(2) 子どもボランティア育成支援事業 子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行うものとする。</p> <p>(3) 児童健全育成相談支援事業 中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行うものとする。</p> <p>(4) 年長児童等来館促進事業 児童館への中・高校生の来館を促進するため、中高生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行うものとする。</p> <p>(5) 地域子育て支援拠点事業（児童館型） 学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を行うものとする。 なお、本事業は、（1）～（4）と同様に、民間児童館が実施する事業としての位置づけであるが、事業内容等については、別添9「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に定めるものとする。</p>
<p>4 費用 現行どおり (略)</p>	<p>4 費用 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>(1) 市町村が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業</p> <p>(2) 指定都市及び中核市が設置し、実施する事業（委託に限る。）又は助</p>

別添5

児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

- 1 趣旨
現行どおり (略)
- 2 実施主体
現行どおり (略)
- 3 事業内容
現行どおり (略)

成する事業

- (3) 社会福祉法人等が設置し、実施する事業に対して、都道府県、指定都市及び中核市が補助する事業

別添6

児童福祉施設併設型民間児童館事業実施要綱

- 1 趣旨
民間の児童福祉施設に併設した児童館において、児童養護施設、保育所等の児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより児童館事業の総合的な展開を図るものである。
- 2 実施主体
本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は民間児童館を運営する者（平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知「児童館の設置運営について」の別紙「児童館の設置運営要綱」の第2の2（2）～（4）に定める者をいう。）とする。
- 3 事業内容
- (1) 児童福祉施設で行う事業
児童館を併設する児童福祉施設においては、延長保育等の特別保育事業、児童家庭支援センターで行う事業、短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護（トワイライトステイ）等事業等地域の実情に応じた児童健全育成のための事業を行うものとする。
- (2) 併設した児童館で行う事業
併設された児童館において、①から③までに掲げる事業を行うものとする。
- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業
- ② 地域児童育成活動支援事業
地域の実情に応じて、次に掲げるような児童の健全育成に関する地域の各種活動の支援、サービスの利用の促進を行う。
- (ア) 相談事業
地域住民からの児童の健全育成、養育に関する各種の相談への対応。
- (イ) 啓発活動、福祉サービス利用の調整等

短期入所生活援助（ショートステイ）事業、延長保育等の特別保育事業、放課後児童健全育成事業等各種子育て支援のためのサービスの実施状況、利用方法等についての情報の提供及びその積極的な利用についての啓発、利用の調整。

地域の児童健全育成に関する様々な情報（行事、講座等）の収集及び地域住民に対する情報提供。

(ウ) 地域住民による自主的な活動の支援等

児童の健全育成に関する子ども会、母親クラブ等の地域組織活動等地域ボランティアグループの活動の紹介及び必要に応じ日頃の活動に対する支援。

(エ) 関係機関等への連絡・協力

児童相談所、福祉事務所、学校、児童委員等関係機関との連絡及び関係機関による地域の児童とその家庭の状況把握への協力。

(オ) 地域行事との連携

児童館利用児童の地域行事への参加の勧奨等による他世代との交流の促進。

③ 児童健全育成特別事業

児童福祉施設の専門的機能を活用して、次に掲げるような児童健全育成に関する特別事業を行う。

(ア) 子育て支援

専業主婦を対象とした育児セミナーの開催、子育て支援サークルの設置促進、育児に関する情報提供等による子育て支援。

(イ) 異年齢児との交流

保育所の乳幼児や児童養護施設の児童等と児童館利用児童との交流による異年齢児との人間関係を構築する活動。

(ウ) 引きこもり・不登校等児童に対する支援

児童委員等との連絡や巡回相談等による引きこもり・不登校等児童の状況等の把握及びこれらの児童に対する指導。

(エ) 思春期児童の養育の支援

情緒不安定な思春期児童を抱える保護者に対する思春期児童対応講座等を開催等思春期児童の養育に関する保護者交流グループの育成・支援。

(3) 職員の配置

社会福祉士、保育士、児童の遊びを指導する者及び児童指導員のいずれかの資格を有する者を配置するものとする。

<p>現行どおり (略)</p>	<p>国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。 (1) 市町村が実施する事業(委託に限る。)又は助成する事業に対して、都道府県が補助する事業 (2) 指定都市及び中核市が実施する事業(委託に限る。)又は助成する事業</p>
<p>別添6</p>	<p>別添7</p>
<p>地域組織活動育成事業実施要綱</p>	<p>地域組織活動育成事業実施要綱</p>
<p>1 趣旨 現行どおり (略)</p>	<p>1 趣旨 児童の健全な育成を図るため、母親など地域住民の積極的参加による地域組織活動の促進を図るものである。</p>
<p>2 実施主体 現行どおり (略)</p>	<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、地域組織(3に掲げる母親クラブ、子育てサークル等をいう。)とする。</p>
<p>3 組織及び運営 現行どおり (略)</p>	<p>3 組織及び運営 地域組織活動の組織及び運営は、次により行うものであること。 (1) 地域組織は、母親の連帯組織など児童健全育成に寄与する自主的な団体(母親クラブ、子育てサークル等)とし、1組織の会員は、概ね30人以上とすること。 (2) 地域組織には、会員の互選により会長、副会長、委員等の役員を置くとともに、その運営は会員の協議により行うものとする。 (3) 地域組織の活動は、児童厚生施設やその他の公共施設と有機的な連携をもつものとする。 (4) 地域組織は、政治上又は宗教上の組織に属さないものとする。 (5) 地域組織は、その収入及び支出の状況を常に明確にしておくこと。</p>
<p>4 活動 現行どおり (略)</p>	<p>4 活動 地域組織は、地域における児童福祉の向上を図るため次の活動を行うこと。 (1) 親子及び世代間の交流、文化活動 「家庭の日」を設けたり「こどもの日」や「敬老の日」などを利用し、親子やお年寄りとの交流を図るため、野外での交流活動を企画実行したり、読書会、映画会、人形劇サークル、地域文化の伝承サークル、料理教室などの文化活動を行う。</p>

5 費用
現行どおり (略)

別添7

児童ふれあい交流促進事業実施要綱

1 趣旨
現行どおり (略)

2 実施主体
現行どおり (略)

3 事業内容
現行どおり (略)

- (2) 児童養育に関する研修活動
児童の発達上の特徴や留意点、家庭でのしつけ、安全養育、地域での児童健全育成の向上に関する研修会などを開催する。
- (3) 児童の事故防止等活動
地域の実情に応じ、遊び場の遊具の点検、特に幼児の遊び場の巡回、交通安全活動、非行防止活動、犯罪の被害から守るための活動等の奉仕活動を行う。
- (4) その他、児童福祉の向上に寄与する活動
なお、地域組織等の活動に際しては、地域組織等の年間活動計画を策定し、地域の理解と協力を得るよう広報等に努めるほか、必要に応じて関係行政機関等と緊密な連携を図ること。

5 費用
国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。
(1) 市町村が助成する事業に対して、都道府県が補助する事業
(2) 指定都市及び中核市が助成する事業

別添8

児童ふれあい交流促進事業実施要綱

1 趣旨
近年、不登校や引きこもりの増加など児童や家庭をめぐる様々な問題が発生し、深刻な社会問題となっている。この要因として、同世代を含めた人間関係の希薄化やコミュニケーションの不足があげられている。このため、市町村における地域の実情に応じた新たな取り組みとして、児童館等を活用した、児童の親子でのふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全な育成を図るものである。

2 実施主体
本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。
ただし、事業の全部又は一部について事業を実施するのに適した社会福祉法人、財団法人、特定非営利活動法人等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

3 事業内容
実施主体は、次の何れかの事業を実施するものとする。
(1) 年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業

小学校高学年、中学生及び高校生が乳幼児と出会い、ふれあい、交流する事業であり、その実施に当たっては、赤ちゃん講座などの事前学習を開催し、直接、乳幼児とふれあうための交流事業を実施するものとする。

事前学習の実施に当たっては、乳幼児の発達、生命や性についての講義を行うとともに、赤ちゃん人形等の教材を使用し、乳幼児の安全な抱き方や遊び方を体験させ、乳幼児健診の場や児童福祉施設等の見学を行うなど実習を取り入れること。

また、交流事業の実施に当たっては、保健師、助産師、保育士等の協力を得て、衛生管理及び事故防止等のために細心の注意を払うこと。

(2) 中・高校生居場所づくり推進事業

地域に中・高校生の健全な居場所を確保するため、中・高校生の利用ニーズの高いパソコンや音楽機材、演劇、創作ダンス、スポーツ等の専門的な講習を行うとともに交流事業を実施するものとする。

事業の実施に当たっては、企画段階から中・高校生の参加を促進することとし、中・高校生の意見を踏まえた内容とすること。

(3) 絵本の読み聞かせ事業

親子のふれあいの機会を作るため、絵本の読み聞かせに関する講習会を行うとともに親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、保育士や幼稚園教諭、図書館司書等を講師として、乳幼児を持つ親を対象に、読み聞かせに適した絵本の選定のポイントや読み聞かせの方法に関する内容とし、必要に応じ、乳幼児期に適した絵本を紹介する等、絵本に関わる情報提供も行うこと。

(4) 親と子の食事セミナー事業

子どもの栄養改善と食を通じた心の健全育成を図るため、健全な食事環境を通じた家族の団らんの大切さや食事の楽しさ等を学ぶため、食事に関する講習会（食事セミナーなど）を行うとともに親子や親同士の交流事業を実施するものとする。

講習会については、管理栄養士や栄養士等を講師として、親と子を対象に、実習の導入や各種教材の活用等を図り、食事に関する興味・関心を高めるような内容とすること。

(5) 巡回児童館事業

児童の健全育成を図るため、児童館から離れた地域や児童館が無い隣接市町村の団地の集会室等に、児童館の職員が定期的（月1回以上）に出向き、ボランティア等との連携のもとに主に就学前児童と専業主婦の親子に対し、遊びの指導や子育て相談等を行うものとする。

4 留意事項

市町村及び事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「市町村等」という。）は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本事業の地域住民への周知を図るなど、事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

(1) 現行どおり (略)

(2) 現行どおり (略)

(3) 現行どおり (略)

(4) 3の(1)の事業を実施する際には、文部科学省が実施する「地域における家庭教育支援基盤形成事業」において市町村レベルで設置される協議会や家庭教育支援チームと連携し、事業への児童・生徒の参加の呼びかけや事業協力者（乳幼児親子）の確保を行うとともに、児童館や小学校等の実施場所の提供については、福祉部局と教育委員会が協力して実施するなどにより、定期的・継続的に事業を実施し、できるだけ多くの児童・生徒が参加できるよう配慮すること。

5 費用

(1) 現行どおり (略)

(2) 現行どおり (略)

別添8

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

4 留意事項

市町村及び事業の委託を受けた社会福祉法人等（以下「市町村等」という。）は、この事業の実施に当たっては、次の事項に留意するとともに、本事業の地域住民への周知を図るなど、事業の円滑かつ効果的な運営に努めること。

(1) 本事業は、児童館、公民館、保健センター等の公的施設を活用し、事業実施に適した場所で行うこと。

(2) 本事業の実施について、児童館、学校、公民館、保健センター、保育所等の関係する機関との連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるように努めるとともに、児童委員・主任児童委員及び母親クラブ、食生活改善推進員等の地域のボランティアの協力を得るよう努めること。

(3) 本事業の効率的な事業実施のため、それぞれの事業の有識者のほか、本事業の参加対象者の意見を聞きながら、事業開始に当たっての事前打ち合わせを行うこととし、事業計画を策定するなど計画的な実施に努めること。

5 費用

(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

①市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

②指定都市及び中核市が実施する事業

(2) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、参加者から徴収することができるものとする。

別添9

地域子育て支援拠点事業実施要綱

1 趣旨

<p>現行どおり (略)</p>	<p>少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等といった問題が生じている。</p> <p>このため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とする。</p>
<p>2 実施主体 現行どおり (略)</p>	<p>2 実施主体 本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。</p> <p>ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等することができるものとする。</p>
<p>3 実施形態 現行どおり (略)</p>	<p>3 実施形態</p> <p>(1) ひろば型 常設のひろばを開設し、子育て家庭の親とその子ども（概ね3歳未満の児童及び保護者）（以下「子育て親子」という。）が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供するもの。</p> <p>(2) センター型 地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、既存のネットワークや子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域に出向いた地域支援活動を展開するもの。</p> <p>(3) 児童館型 民営の児童館、児童センターにおいて、学齢期の子どもが来館する前の時間等を利用して、親と子の交流、つどいの場を設置するとともに、子育て中の親などの当事者等をスタッフとして参加させた身近で利用しやすい地域交流活動を展開するもの。</p>
<p>4 事業内容 現行どおり (略)</p>	<p>4 事業内容 ひろば型、センター型及び児童館型において、以下に掲げる取組を全て実施すること。</p> <p>(1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場の設置や子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動の実施</p> <p>(2) 子育て等に関する相談、援助の実施 子育てに不安や悩みなどを持っている子育て親子に対する相談、援助の</p>

5 実施要件
現行どおり (略)

実施

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報の提供

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

子育て親子や、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施

5 実施要件

(1) ひろば型

① 基本機能

ア 実施場所

(ア) 公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、児童館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション・アパートの一室など、子育て親子が集う場として適した場所で実施すること。

(イ) 複数の場所で実施するものではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(ウ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。

(エ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者を2名以上(非常勤でも可)配置すること。

② 出張ひろばの実施

4の(1)から(4)に加えて、ひろば型を開設している実施主体から委託を受けた社会福祉法人等は、地域のニーズや実情を踏まえ、近隣の公共施設等を活用して、ひろば型と同様の事業を実施する出張ひろばの積極的な開設に努めること。

ア 開設日数等については、週1日～2日、かつ、1日5時間以上開設

- すること。
- イ 出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。
 - ウ ひろば型の職員が、必ず1名以上、出張ひろばの職員を兼務すること。
 - エ 実施場所については、地域の実情に応じて、開設後に変更することも差し支えない。ただし、その場合には、子育て親子のニーズや利便性等に十分配慮すること。
 - オ その他、事業の実施に当たっての要件等については、ひろば型と同様とする。

③ 地域の子育て力を高める取組の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的とした以下のア～エに掲げる取組について、積極的に実施するよう努めること。

- ア 中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組
- イ 地域の高齢者や異年齢児童等と世代間の交流を継続的に実施する取組
- ウ 父親サークルの育成など父親の子育てに関するグループづくりを促進する継続的な取組
- エ 公民館、街区公園(児童遊園)、プレーパーク等の子育て親子が集まる場に、職員が定期的に出向き、必要な支援や見守り等を行う取組

(2) センター型

① 基本機能

ア 実施場所

保育所等の児童福祉施設、小児科医院等の医療施設の他、効果的・継続的な事業実施が可能な場所で開催すること。

イ 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。
なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

ウ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する者であって、地域の子育て事情に精通した専任の者を2名以上(非常勤でも可)配置すること。

② 地域支援活動の実施

4の(1)から(4)に加えて、地域全体で子育て環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っているグループ等と連携を図りながら、以下に掲げる取組を必ず実施すること。

- ア 子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、公民館、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助等の地域支援活動を実施すること。
- イ 地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携・協力により支援を実施すること。

③ 経過措置

従来の、地域子育て支援センター（小規模型指定施設）（以下「指定施設」という。）については、平成21年度までは以下のとおり実施して差し支えないものとする。

ア 開設日数等

原則として、週5日以上、かつ、1日5時間以上開設すること。

なお、開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

イ 職員の配置

育児、保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有する専任の者を1名以上（非常勤でも可）配置すること。

ウ 指定施設は(ア)～(ウ)のうち2事業以上を実施すること。

(ア) 育児不安等についての相談指導

- a 育児不安についての相談の他、可能な指定施設においては市町村等の看護師又は保健師等による保健相談を実施すること。保健相談は週3回程度実施することとし、必要に応じて疾病の予防、健康増進に必要な保健上の注意・助言を与えること等を行うものであること。
- b 来所、電話及び家庭への訪問など事前予約制の相談指導、指定施設内で提供する交流スペースでの随時の相談、公共的施設への出張相談など、地域のニーズに応じた効果的な実施を工夫すること。
- c 子育て親子が利用できる時間等に配慮して柔軟な対応ができるよう留意すること。
- d 子育て親子の状況等に応じて適切な相談指導ができるよう実施計画を作成するとともに、定期又は随時の電話連絡等により、その家庭の状況等の把握に努めること。
- e 児童虐待など指定施設単独での対応が困難な相談について

は、6(6)の関係機関と連携を図り、関係者間で共通認識のもと、適切な対応を図ること。

- (イ) 子育てサークル及び子育てボランティアの育成・支援
 - a 子育てサークル及び子育てボランティアの育成のため、定期的に講習会等の企画、運営を行うこと。
 - b 子育てサークル及び子育てボランティアの活動状況の把握に努め、効果的な活動ができるよう、活動の場の提供や、活動内容の支援に努めること。
- (ウ) 地域の保育資源の情報提供等
 - a ベビーシッターなど地域の保育資源の活動状況を把握し、子育て親子に対して、様々な保育サービスに関する適切な情報を提供し、必要に応じて紹介等を行うこと。
 - b 指定施設は、地域の保育資源及び市町村と定期的に連絡を取り合うなど、連携・協力体制の確立に努めること。

(3) 児童館型

① 基本機能

ア 実施場所

- (ア) 児童館、児童センターにおける一般児童が利用しない時間等を活用して、既設の遊戯室、相談室等で子育て親子が交流し、集うに適した場所で実施すること。
- (イ) ひろばのスペースは、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。
- (ウ) ひろばの設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないような設備を有すること。

イ 開設日数等

原則として、週3日以上、かつ1日3時間以上開設すること。
 なお、開設時間については、子育て親子のニーズ等に十分配慮するとともに、一般児童の利用時間も考慮して設定すること。

ウ 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する者をひろば担当者として1名以上（非常勤でも可）配置すること。

なお、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者は、ひろば担当者をサポートして子育て親子に対する援助に協力すること。

② 地域の子育て力を高める取組の実施

<p>6 留意事項 現行どおり (略)</p>	<p>4の(1)から(4)に加えて、地域の実情に応じ、地域の子育て力を高めることを目的として、ひろばにおける中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成を行う取組について、積極的に実施するよう努めること。</p> <p>6 留意事項</p> <p>(1) 事業に従事する者(学生等ボランティアを含む。)は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。</p> <p>(2) 実施主体(委託先を含む。)は、事業に従事する者の資質、技能等の向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めること。</p> <p>また、事業に従事する者においても、都道府県等が実施する各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。</p> <p>(3) 事業の実施に当たっては、子育てサークルやボランティアなどの協力を得るなど、効率的・効果的な実施に努めること。</p> <p>(4) 事業の実施に当たっては、地域住民等に対して、広報誌、パンフレットの発行や表看板の設置などにより、周知の徹底を図ること。</p> <p>(5) 事業の実施に当たっては、近隣地域の「ひろば型」、「センター型」及び「児童館型」は、互いに連携・協力し、情報の交換・共有を行うよう努めること。</p> <p>(6) 事業の実施に当たっては、保育所、福祉事務所、児童相談所、保健センター、保健所、児童委員(主任児童委員)、児童福祉施設、幼稚園、認定こども園、医療機関、療育機関、子育て支援団体等と連携を密にし、効果的かつ積極的に実施するよう努めること。</p>
<p>7 事業の実施手続等 現行どおり (略)</p>	<p>7 事業の実施手続等</p> <p>市町村(指定都市及び中核市を除く。)は、毎年度、事業の実施に当たり、都道府県と十分協議を行うこと。</p> <p>都道府県は、管内市町村と情報交換や連携を密に図り、管内市町村の事業の進捗や事業内容等について把握するとともに、事業を実施する者の情報交換の場の設置や事業内容の向上等を図るための研修の実施等、必要な調整、協力、支援等に努めること。</p>
<p>8 費用 現行どおり (略)</p>	<p>8 費用</p> <p>(1) 国は次の事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。</p> <p>① 市町村が実施する事業に対して都道府県が補助する事業</p>

② 指定都市及び中核市が実施する事業
(2) 事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができるものとする。